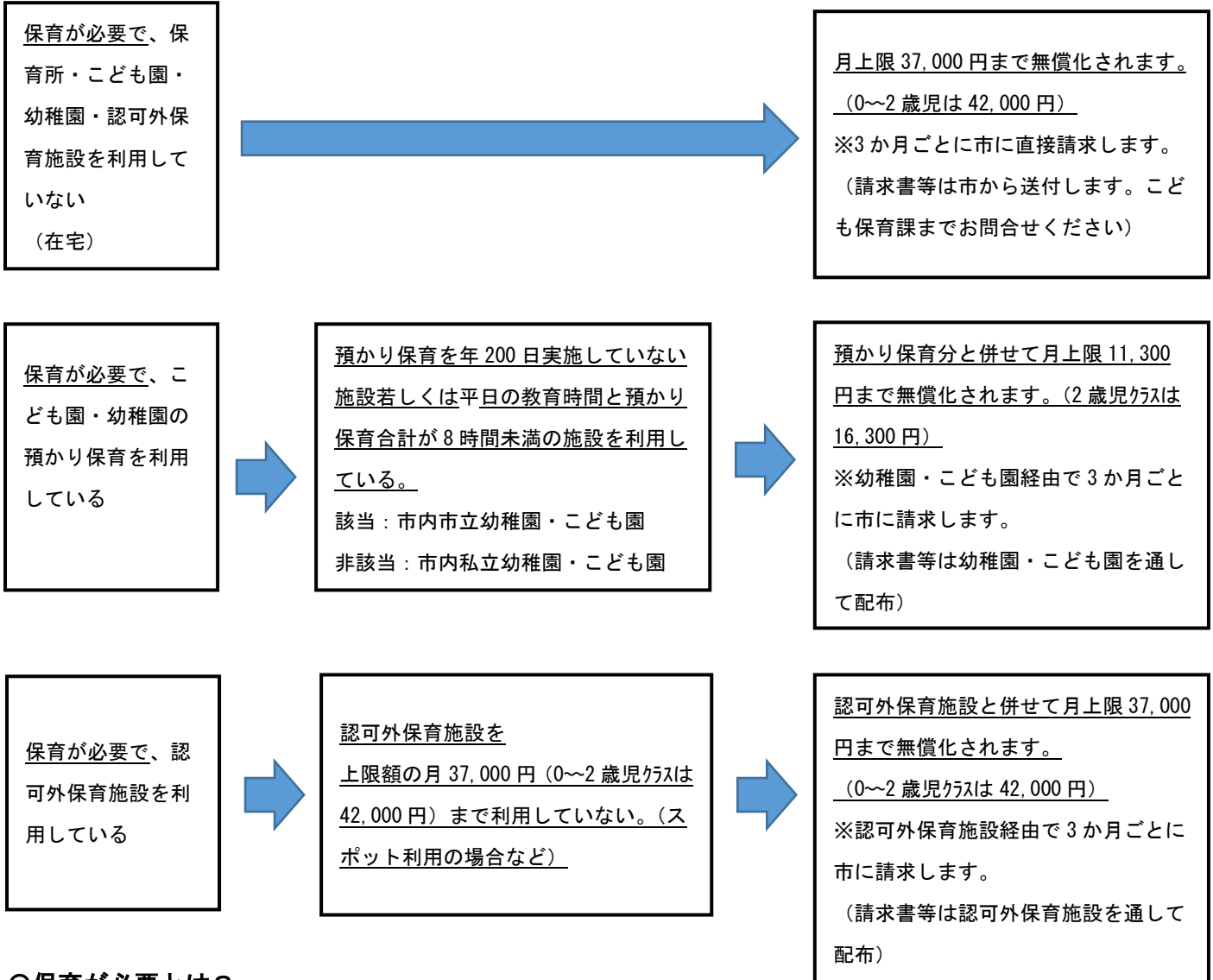


「ファミリー・サポート・センター」、「病児保育」、「一時保育」について

幼児教育・保育の無償化（令和元年10月実施）の対象になる場合があります！！

- 無償化の対象になるケース— 3歳児クラス～5歳児クラス（所得要件なし） ※学年で判断します。
0歳児クラス～2歳児クラス（市区町村民税非課税世帯のみ）

※いずれも、給食費（食材料費）など、無償化の対象外となる費用があります。



○保育が必要とは？

下記の理由により保育が必要と認められた場合（新2号・新3号認定）になります。認定するには新たに申請が必要になります。

〔就労、出産の前後、疾病又は障がい、同居親族の介護・看護、被災家族、求職中、就学、育児休業〕
詳しくはこども保育課までお問合せください。

○上限額の範囲内で複数を組み合わせて利用することも無償化の対象となります。

- 例：ファミリー・サポート・センターと一時保育
ファミリー・サポート・センターと病児保育
預かり保育と一時保育、ファミリー・サポート・センターなど

※ファミリー・サポート・センターの送迎のみは対象外です。